

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地		
松本歯科大学衛生学院		昭和51年2月14日		金銅 英二		〒 399-0781 (住所) 長野県塩尻市広丘郷原1780 (電話) 0263-51-2149		
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地		
学校法人松本歯科大学		昭和47年1月29日		矢ヶ崎 雅		〒 399-0781 (住所) 長野県塩尻市広丘郷原1780 (電話) 0263-52-3100(代)		
分野	認定課程名		認定学科名		専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度	
医療	医療専門課程		歯科衛生士学科		平成22(2010)年度		平成29(2017)年度	
学科の目的	松本歯科大学衛生学院は、歯科衛生士に必要な知識と技術を教授するとともに、豊かな人格を養い、社会に貢献できる有能な人材を育成することを目的とする。【学則第1条】							
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等)	主な教育内容: 歯科衛生士に必要な知識と技術を教授するとともに、豊かな人格を養い、社会に貢献できる有能な人材を育成する 取得可能な資格: 歯科衛生士国家試験受験資格 中退率: 7% 令和7年4月1日時点において、在学者214名(令和7年4月1日入学者を含む)							
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数		講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼間	※単位時間、単位いずれかに記入	2,592 単位時間	1,026 単位時間	606 単位時間	900 単位時間	0 単位時間	60 単位時間
			105 単位	57 単位	26 単位	20 単位	0 単位	2 単位
生徒総定員	生徒実員(A)		留学生数(生徒実員の内数)(B)		留学生割合(B/A)		中退率	
300 人	235 人		5 人		0 %		7 %	
就職等の状況	■卒業者数(C)		45 人					
	■就職希望者数(D)		45 人					
	■就職者数(E)		45 人					
	■地元就職者数(F)		35 人					
	■就職率(E/D)		100 %					
	■就職者に占める地元就職者の割合(F/E)		78 %					
	■卒業者に占める就職者の割合(E/C)		100 %					
	■進学者数		0 人					
	■その他							
	-							
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: 無 ※有の場合、例えば以下について任意記載 評価団体: - 受審年月: - 評価結果を掲載したホームページURL: -							
当該学科のホームページURL	https://www.mdu.ac.jp/hygienics/							
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	(A: 単位時間による算定)							
	総授業時数		2,592 単位時間					
教員の属性(専任教員について記入)	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数		900 単位時間					
	うち企業等と連携した演習の授業時数		0 単位時間					
	うち必修授業時数		900 単位時間					
	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数		900 単位時間					
	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数		0 単位時間					
	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)		0 単位時間					
	(B: 単位数による算定)							
	総単位数		105 単位					
	うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数		20 単位					
	うち企業等と連携した演習の単位数		0 単位					
うち必修単位数		20 単位						
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数		20 単位						
うち企業等と連携した必修の演習の単位数		0 単位						
(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)		0 単位						
教員の属性(専任教員について記入)	① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者		(専修学校設置基準第41条第1項第1号) 4 人					
	② 学士の学位を有する者等		(専修学校設置基準第41条第1項第2号) 3 人					
	③ 高等学校教諭等経験者		(専修学校設置基準第41条第1項第3号) 0 人					
	④ 修士の学位又は専門職学位		(専修学校設置基準第41条第1項第4号) 0 人					
	⑤ その他		(専修学校設置基準第41条第1項第5号) 0 人					
	計		7 人					
	上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数		7 人					

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

・専攻分野に関する職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成するために教育課程編成委員会を置く。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

・教育課程編成委員会において、業界の動向、実務における最新知識、技術等に関して助言を得るほか、授業内容や方法の改善について意見交換を踏まえ、職員会により授業計画を作成している。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和8年5月1日現在

名 前	所 属	任期	種別
西窪 結香	松本歯科大学病院	令和8年4月1日～令和9年3月31日(1年)	③
長瀬 昭子	松本歯科大学病院	令和8年4月1日～令和9年3月31日(1年)	③
阪西 あい	松本歯科大学病院	令和8年4月1日～令和9年3月31日(1年)	③
宮下 春菜	松本歯科大学病院	令和8年4月1日～令和9年3月31日(1年)	③
笠原 由香	松本歯科大学病院	令和8年4月1日～令和9年3月31日(1年)	③
藤原 彩	松本歯科大学病院	令和8年4月1日～令和9年3月31日(1年)	③
柳沢 みさき	松本歯科大学病院	令和8年4月1日～令和9年3月31日(1年)	③
小原 愛美	松本歯科大学病院	令和8年4月1日～令和9年3月31日(1年)	③

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「－」を記載してください。)

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

・年3回 (7月、10月、3月)

(開催日時(実績))

第1回 令和7年7月28日 14:00～14:50

第2回 令和7年10月27日 14:00～14:50

第3回 令和8年3月25日 14:00～15:00

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

現場に即した教育内容に修正した。また、学生が積極的に取り組めるよう臨床実習の到達目標を修正すると共に、臨床実習の在り方と方策を継続して検討している。

2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

・医療人である歯科衛生士としての自覚を持ち、多職種との連携をとりながら業務を実践するための態度と能力を育成する。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

・臨床実習においては、臨床実習指導者との会議を年3回開催し、情報交換をするとともに実習状況が常に把握できるよう連携を図る。

・社会福祉施設における臨地実習では、施設関係者と実施内容について実習前後に打合わせを行い、実習状況・実習記録から学生を評価するとともに次年度の課題を明確にする。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科 目 名	企業連携の方法	科 目 概 要	連 携 企 業 等
臨地実習Ⅰ	3.【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)	口腔疾患予防に対応した口腔健康管理の基礎を学び、口腔の健康維持・増進に必要な知識や技術について理解し、専門的処置を行うための基礎項目を習得する。	松本歯科大学病院、塩尻市保健福祉センター、岡谷市保健センター
臨地実習Ⅱ	3.【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)	口腔疾患予防に対応した口腔健康管理の基礎を学び、口腔の健康維持・増進に必要な知識や技術について理解し、専門的処置を行うための基礎項目を習得する。	松本歯科大学病院、塩尻市保健福祉センター、岡谷市保健センター、老人保健施設
歯科保健指導論Ⅰ	1.【校内】企業等からの講師が全ての授業を主担当	口腔健康管理に必要な基礎知識・技術をもとに、患者個人の口腔に応じた口腔ケアのプランニングから実践までの技法を習得する。	日本歯磨工業会
歯科保健指導論Ⅴ	3.【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)	口腔保健の基礎を理解するために、口腔内に関心を持ち、歯科衛生士として必要な基礎項目を習得しながら、歯科保健指導に求められる知識・態度を身につける。	小学校
医療事務(歯科)	1.【校内】企業等からの講師が全ての授業を主担当	口腔保健の基礎知識を基に、ライフステージごとの歯科的特徴、生活習慣、全身との関連を理解し、患者個人の口腔に応じた口腔ケアのプランニングから実践までの技法を習得する。	株式会社ニチイ学館

3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1)推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

・教員に歯科衛生士の養成に係る業務に必要な知識又は技術を修得させ、教員の能力向上と資質の向上を図るため、「松本歯科大学衛生学院教員研修規程」を定めている。

(2)研修等の実績

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	長野県歯科衛生士会 生涯研修会	連携企業等:	長野県歯科衛生士会
期間:	2025年5月25日	対象:	歯科衛生士
内容	歯科衛生士が知っておきたいホワイトニングの知識		
研修名:	長野県歯科衛生士会 口腔健康管理研修会	連携企業等:	長野県歯科衛生士会
期間:	2025年7月27日	対象:	歯科医療従事者
内容	公開講座「歯科衛生士が行う摂食嚥下の評価と食支援での観察点」		
研修名:	長野県歯科衛生士会 地域歯科保健研修会	連携企業等:	長野県歯科衛生士会
期間:	2025年9月21日	対象:	歯科医療従事者
内容	公開講座「子どもの口腔機能を育てる(仮)」		
研修名:	長野県歯科衛生士会 歯周病研修会	連携企業等:	長野県歯科衛生士会
期間:	2025年11月9日	対象:	歯科医療従事者
内容	公開講座「歯周病と咬合の関係(仮)」		

②指導力の修得・向上のための研修等		
研修名：	全国歯科衛生士教育協議会 記念講演	連携企業等：全国歯科衛生士教育協議会
期間：	2025年5月30日	対象：歯科衛生士専任教員
内容	「歯科衛生士の業務に関する検討」「歯科衛生士教育モデル・コア・カリキュラム」	
研修名：	歯科衛生士専任教員講習会Ⅱ	連携企業等：全国歯科衛生士教育協議会
期間：	2025年7月28日～8月1日	対象：歯科衛生士専任教員
内容	歯科衛生士専任教員に必要なとなる知識と技術	
研修名：	全国歯科衛生士教育協議会 関東甲信越地区会 講演会	連携企業等：全国歯科衛生士教育協議会
期間：	2025年8月2日	対象：歯科衛生士専任教員
内容	「歯科衛生士教育に関する現状調査報告」「歯科衛生士不足解消へのアプローチ」	
(3) 研修等の計画		
①専攻分野における実務に関する研修等		
研修名：	2026年ライオン歯科衛生研究所 予防歯科セミナー	連携企業等：ライオン歯科衛生研究所
期間：	2026年4月19日	対象：医療従事者
内容	「患者を継続的な歯科受診に繋げるための新たな視点 ～健康の分岐点、50歳からのアプローチ～」	
研修名：	特定非営利活動法人日本・アジア口腔保健支援機構認定 第一種歯科感染管理者検定	連携企業等：特定非営利活動法人日本・アジア口腔保健支援機構
期間：	開催日：2026年6月21日 配信期間：2026年6月28日～7月26日	対象：医療従事者
内容	特定非営利活動法人日本・アジア口腔保健支援機構認定第一種歯科感染管理者検定	
研修名：	長野県歯科衛生士会 口腔健康管理研修会	連携企業等：長野県歯科衛生士会
期間：	2026年7月12日	対象：歯科医療従事者
内容	公開講座「口腔ケアから考える全身の健康と有病者対応」	
②指導力の修得・向上のための研修等		
研修名：	歯科衛生士専任教員講習会Ⅳ	連携企業等：全国歯科衛生士教育協議会
期間：	2026年8月24日～8月28日	対象：歯科衛生士専任教員
内容	歯科衛生士専任教員に必要なとなる知識と技術	
研修名：	第17回日本歯科衛生教育学会 学術大会	連携企業等：日本歯科衛生教育学会
期間：	2026年11月21日～22日	対象：歯科衛生士専任教員
内容	歯科衛生学教育の原点と未来	

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1)学校関係者評価の基本方針

・教育活動その他学校運営の状況を把握し、自己評価結果及び改善方策等を考察するために学校関係者評価委員会を置いている。委員会構成は、学外委員を評価委員とし、学内委員(学院長、教務主任、事務職員)が事務局として参画している。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	教育理念・目標
(2)学校運営	学校運営
(3)教育活動	教育活動
(4)学修成果	学修成果
(5)学生支援	学生支援
(6)教育環境	教育環境
(7)学生の受け入れ募集	学生の受け入れ事業
(8)財務	財務
(9)法令等の遵守	法令等の遵守
(10)社会貢献・地域貢献	社会貢献・地域貢献
(11)国際交流	〇〇〇〇〇

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

・学校関係者評価の結果については自己点検評価委員会で検討し、指摘事項については改善を図るとともに、必要に応じて次期の目標・計画に反映させている。

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名 前	所 属	任期	種別
樋口 大輔	松本歯科大学病院	令和8年4月1日～令和9年3月31日(1年)	関連業界
西窪 結香	松本歯科大学病院	令和8年4月1日～令和9年3月31日(1年)	卒業生

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <https://www.mdu.ac.jp/hygienics/feature/disclose.html>

公表時期: 2026年6月16日

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

・学校の情報は、ホームページや広報紙で提供し、本校の教育活動の状況を理解してもらうことを基本方針としている。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	HPと広報紙で情報を提供。学校の概要、情報公開(教育目標、学則)
(2)各学科等の教育	HPで情報を提供。情報公開(学則、シラバス、資格・国家試験・就職状
(3)教職員	HPで情報を提供。学校の概要
(4)キャリア教育・実践的職業教育	HPで情報を提供。情報公開(自己評価、シラバス、資格・国家試験・就
(5)様々な教育活動・教育環境	HPで情報を提供。クラブ活動紹介、情報公開(自己評価、シラバス)
(6)学生の生活支援	HPで情報を提供。学生相談、情報公開(自己評価)
(7)学生納付金・修学支援	HPで情報を提供。入試関連情報(学費・奨学金)
(8)学校の財務	HPで情報を提供。情報公開(財務の概要等)
(9)学校評価	HPで情報を提供。情報公開(自己評価、学校関係者評価結果)
(10)国際連携の状況	〇〇〇〇〇
(11)その他	〇〇〇〇〇

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <https://www.mdu.ac.jp/hygienics/feature/disclose.html>

公表時期: 2026年6月16日

授業科目等の概要

(認定課程名 認定学科名)																
	分類			授業科目名	授業科目概要	配 当 年 次 ・ 学 期	授 業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企 業 等 と の 連 携
	必 修	選 択 必 修	自 由 選 択						講 義	演 習	実 験 ・ 実 習 ・ 実 技	校 内	校 外	専 任	兼 任	
1	○			口腔生命科学 入門Ⅰ	歯科医療と口腔疾患の概要を学び、歯科臨床のシステムを理解することによって、臨床歯科医学履修のための基盤を形成する。	1	30	2	○			○		○		
2	○			口腔生命科学 入門Ⅱ	「生物」において人体の基礎を、「化学」において生命現象を、そして「心理」において人のこころを学び、「人間」を理解すると共に専門科目の履修につながる基礎的な知識を習得する。	1	30	2	○			○			○	
3	○			医療コミュニケーション	医療従事者として必要なコミュニケーションに関する知識と技術を習得する。	1	30	2		○		○			○	
4	○			言語表現	基本的な文章を読み理解力をつけ、漢字の適切な使い方を学ぶ。自分の理解した内容を筋道を立ててまとめ、自分が伝えたい内容を、読み手聞き手にわかりやすく伝える力をつける。	1	30	2	○			○			○	
5	○			身体と健康	身体の構造と機能を知ることから始まり、アンチエイジング、生活習慣病予防における運動の役割について学ぶ。さらに理論の応用及び実践を図る。	1	60	2			○	○			○	
6	○			解剖学・組織 発生学	人体の構造と機能を学び、基礎歯科医学を学ぶ礎を築く。	1	30	2	○			○			○	
7	○			生理学	人体の神経、運動、恒常性など生理機能について理解する。	1	16	1	○			○			○	
8	○			生化学・口腔 生化学	生化学及び口腔生化学の基本的な用語を理解し、生命現象を化学的視点で説明する基盤を身に付ける。	1	16	1	○			○			○	
9	○			口腔解剖・口腔 組織発生学	歯科医療に従事するものとして、歯科医学の基礎として、歯と口腔の構造と機能を学ぶ。 学ぶ対象と視点から大きく以下の3つに分類し、それぞれについて理解する。 1. 口腔の構造と機能 2. 歯の構造、種類と機能 3. 歯と口腔の組織構造と機能	1	46	3	○			○			○	
10	○			口腔生理学	口腔の神経、運動、恒常性など生理機能について理解する。	1	16	1	○			○			○	
11	○			栄養学	1. ライフステージ別に必要な栄養を選択できる知識を習得する。 2. 栄養アセスメントを通じて、乳幼児期から老齢期の食事指導が行える能力を習得する。	1	16	1	○			○			○	
12	○			病理学・口腔 病理学	歯科臨床における各種疾患の病態の把握、治療に関する病理学的基盤、すなわち基本病変の病因、病態、転帰について習得する。その上で、とくに口腔・顎顔面領域に起こる疾患について理解する。	1	30	2	○			○			○	

(認定課程名 認定学科名)																
分類			授業科目名	授業科目概要	配 当 年 次 ・ 学 期	授 業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企 業 等 と の 連 携	
必 修	選 択 必 修	自 由 選 択						講 義	演 習	実 験 ・ 実 習 ・ 実 技	校 内	校 外	専 任	兼 任		
13	○		薬理学・歯科薬理学	薬物は薬理作用をもつ化学物質であり、疾患の治療や予防を目的として適応される。薬物による生体への影響（薬理作用）を理解し、薬物と疾患との関係、薬物の作用機序や副作用などを習得する。これらを学ぶ上で必要且つ重要となる基礎的知識（生理学・生化学・微生物学など）も確認しながら、総合的に薬理学・歯科薬理学を理解する。	1	30	2	○			○			○		
14	○		微生物学・口腔微生物学	微生物の基本的知識を学び、人と感染症の関係を理解する。	1	30	2	○			○				○	
15	○		口腔衛生学Ⅰ	歯・口腔の疾病予防と健康の保持増進のための原理を理解し、健康づくりの方策を学ぶ。地域社会における集団レベルでの疾病予防、健康管理に必要とされる知識を学ぶ。	1	30	2	○			○				○	
16	○		口腔衛生学Ⅱ	公衆歯科衛生・地域歯科保健活動に必要な歯科疾患の疫学の基礎として歯科衛生統計について学ぶ。	1	30	2	○			○				○	
17	○		衛生学・公衆衛生学	人々の健康を保持増進するための社会医学を理解し、包括的な問題解決方法の考え方を習得する。口腔衛生学を学ぶのに必要な知識を整理する。	1	30	2	○			○				○	
18	○		衛生行政・社会福祉	歯科衛生士として、国民の健康増進と適切な歯科医療を提供するために必要な衛生行政、社会保障および社会福祉に関わる組織、法律について理解する。	2	16	1	○			○				○	
19	○		歯科衛生士概論	歯科衛生を実践して人びとの健康づくりを支援するために、保健医療人としての基本的態度を理解し、多様な科目において知識・技術を習得する態度および論理的思考法の基礎を習得する。	1	30	2	○			○				○	
20	○		保存修復学	歯の硬組織疾患に対する予防と治療について学ぶ。	2	18	1	○			○				○	
21	○		歯内療法学	歯髄および根尖歯周組織などの疾患に対する予防と治療について学ぶ。	2	18	1	○			○				○	
22	○		歯周療法学	我が国では超高齢社会に入り、8020運動の達成者の割合は50%をこえているが、歯を失う原因疾患のトップはいまだ歯周病であり、成人の多くが罹患している。「歯周療法学」では歯周疾患の概要や歯科衛生業務を行うために必要な知識の習得を目的とする。	2	18	1	○			○				○	
23	○		歯科補綴学	歯科衛生士の資質向上をはかることを目的にし、咀嚼障害・咬合異常に対する歯科補綴治療の基礎知識を習得する。	2	24	1	○			○				○	

(認定課程名 認定学科名)																
	分類			授業科目名	授業科目概要	配 当 年 次 ・ 学 期	授 業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
	必 修	選 択 必 修	自 由 選 択						講 義	演 習	実験・実習・実技	校 内	校 外	専 任	兼 任	
24	○			口腔外科学	歯科衛生士として必要な口腔外科疾患の診査、診断、治療法、予後について理解する。	2	18	1	○			○			○	
25	○			小児歯科学	小児期から成人に至るまでの全身と口腔領域の正常な成長発育を理解するとともに、口腔領域に発生する疾患や異常に対して小児の成長発育を考慮した予防、治療ならびに口腔健康管理について診療補助として必要な事項を理解する。	2	18	1	○			○			○	
26	○			歯科矯正学	矯正歯科臨床を行うため、正常咬合および不正咬合の概念と種類を理解し、さらに治療と予防に関する臨床的に必要な知識を学修する。	2	18	1	○			○			○	
27	○			歯科放射線学	歯科医療における画像検査法の特徴と適応ならびに歯科診療補助としての十分な知識、技能を有するとともに、放射線の人体に対する影響、放射線防護について理解する。	2	10	1	○			○			○	
28	○			歯科麻酔学	1. 全身状態の評価に必要な基本的事項を理解する。 2. バイタルサインについて理解する。 3. 歯科治療における局所麻酔、精神鎮静法および全身麻酔の基本を理解する。 4. 救急処置の基本を理解する。	2	8	1	○			○			○	
29	○			障害者歯科学・高齢者歯科学	スペシャルニーズのある人へ歯科保健と歯科医療を提供するための態度を習得する。	2	32	2	○			○			○	
30	○			摂食・嚥下学	歯科医療における摂食・嚥下リハビリテーションの役割を理解し、歯科衛生士の役割について理解する。	2	18	1	○			○			○	
31	○			歯科予防処置論Ⅰ	口腔疾患予防に対応した口腔健康管理の基礎を学び、口腔の健康維持・増進に必要な知識や技術について理解し、専門的処置を行うための基礎項目を習得する。	1	48	2		○		○			○	
32	○			歯科予防処置論Ⅱ	口腔疾患予防に対応した口腔健康管理の基礎を学び、口腔の健康維持・増進に必要な知識や技術について理解し、専門的処置を行うための基礎項目を習得する。	1	48	2		○		○			○	
33	○			歯科予防処置論Ⅲ	口腔健康管理に必要な基礎知識・技術をもとに、患者個人の口腔に応じた口腔ケアのプランニングから実践までの技法を習得する。	2	48	2		○		○			○	
34	○			歯科予防処置論Ⅳ	口腔の健康維持・増進を目的とした専門的処置を行うための基礎技術を習得する。 2学年前期までに学んだ項目について自身の履修状況を確認し、知識と技術を統合させる。	2	24	1		○		○			○	
35	○			歯科予防処置論Ⅴ	3学年前期までに学んだ項目の総まとめとして、復習および模型実習を行い、自身の履修状況を確認し臨床への応用力を高める。	3	24	1		○		○			○	

(認定課程名 認定学科名)																
	分類			授業科目名	授業科目概要	配 当 年 次 ・ 学 期	授 業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企 業 等 と の 連 携
	必 修	選 択 必 修	自 由 選 択						講 義	演 習	実 験 ・ 実 習 ・ 実 技	校 内	校 外	専 任	兼 任	
36	○			歯科保健指導論Ⅰ	口腔保健の基礎を理解するために、口腔内に関心を持ち、歯科衛生士として必要な基礎項目を習得しながら、歯科保健指導に求められる知識・態度を身につける。	1	24	1		○		○		○		○
37	○			歯科保健指導論Ⅱ	口腔保健の基礎を理解するために、口腔内に関心を持ち、歯科衛生士として必要な基礎項目を習得しながら、歯科保健指導に求められる知識を理解し、技術を体得する。	1	24	1		○		○		○		○
38	○			歯科保健指導論Ⅲ	口腔保健の基礎知識を基に、患者個人の口腔に応じた口腔ケアのプランニングから実践までの技法を習得する。	2	48	2		○		○		○		
39	○			歯科保健指導論Ⅳ	口腔保健の基礎知識を基に、ライフステージごとの歯科的特徴、生活習慣、全身との関連を理解し、患者個人の口腔に応じた口腔ケアのプランニングから実践までの技法を習得する。	2	24	1		○		○		○		
40	○			歯科保健指導論Ⅴ	これまで「歯科保健指導論」および専門分野で修得した知識・技能・態度をもとに歯科衛生過程を実践する。	3	24	1		○		○		○		
41	○			歯科保健指導論Ⅵ	これまで「歯科保健指導論」および専門分野で修得した知識・技能・態度をもとに衛生教育を実践する。 地域歯科保健活動において歯科衛生士に求められる知識・技術・態度を身につける。	3	24	1		○		○		○		
42	○			歯科診療補助論Ⅰ	歯科材料に対する関心を持ち、正しく取り扱うための知識・技術・態度を習得する。 また、感染予防の意義、方法を学び、安全な歯科診療に必要な知識・技術・態度を習得する。	1	48	2		○		○		○	○	
43	○			歯科診療補助論Ⅱ	共同動作の意義を理解し、安全なチーム歯科医療の一端を担うための知識・技術・態度を習得する。また、歯科治療に多く使われる器材の特徴を学び、正しく取り扱うための知識・技術・態度を習得する。	1	48	2		○		○		○	○	
44	○			歯科診療補助論Ⅲ	臨床実習において、安全に見学・介助を行うために、登院時に必要な歯科器材の取り扱いと歯科診療の流れに関する基本的な知識・技術・態度を修得する。	2	48	2		○		○		○	○	
45	○			歯科診療補助論Ⅳ	全身的疾病を理解したうえで対象に応じた患者への接し方に関する知識、技術、態度を習得する。	2	24	1		○		○		○	○	
46	○			歯科診療補助論Ⅴ	臨床実習・臨地実習において、口腔健康管理を安全に実施するために必要な知識・技術・態度を修得する。また、歯科診療の補助を安全に実施するために、正確な歯科器材の取り扱いに関する知識・技術・態度を修得する。	3	24	1		○		○		○	○	

(認定課程名 認定学科名)															
分類			授業科目名	授業科目概要	配 当 年 次 ・ 学 期	授 業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企 業 等 と の 連 携
必 修	選 択 必 修	自 由 選 択						講 義	演 習	実験・実習・実技	校 内	校 外	専 任	兼 任	
47	○		歯科診療補助論Ⅵ	歯科診療補助および歯科衛生士の役割を再確認し、知識と技術を統合する。 また、歯科診療の高度化に伴い歯科衛生士として歯科診療補助業務を効果的に行うために、更に専門的な知識・技術を修得する。	3	24	1		○		○		○	○	
48	○		臨地実習Ⅰ	歯科臨床の場において実習を行い、歯科衛生士として行動する基礎能力を習得する。	2	450	10			○		○	○	○	○
49	○		臨地実習Ⅱ	臨床実習に加え、公衆歯科衛生現場や社会福祉施設における実習を行い、多職種との協働を学ぶ。	3	450	10			○		○	○	○	○
50	○		歯科衛生士特論	これまで学んだ講義等を復習し、各自の課題を明確にすると共に、「歯科衛生士国家試験出題基準」を確認しながら歯科衛生士国家試験に備える。	3	240	8	○			○		○	○	
51		○	医療事務（歯科）	歯科医療事務職として必要な医療保険の仕組みを理解し、歯科治療における保険請求事務知識を習得する。	2	70	4	○			○			○	
52		○	歯科英語	歯科衛生士としての処置や指導の際に必要な、基礎的な英語力を養う。	1	30	2	○			○			○	
53		○	医療中国語	歯科衛生士として、グローバル化する歯科医療分野に対応するため、中国語のコミュニケーション力を養い、中国文化と言葉を学ぶ。	2	30	2	○			○			○	
合計				53 科目			105 単位（単位時間）								

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業要件：3年以上在学し、所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得すること		1 学年の学期区分	2 期
履修方法：授業時数の3分の2以上出席し、各年次で履修すべきすべての必修授業		1 学期の授業期間	15 週

（留意事項）

- 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 企業等との連携については、実施要項の3（3）の要件に該当する授業科目について○を付すこと。